

公益社団法人東京乗馬倶楽部 乗馬スポーツ少年団規約

(名称)

第1条 本団は、東京乗馬倶楽部乗馬スポーツ少年団と称する。

(目的)

第2条 本団は、公益社団法人東京乗馬倶楽部（以下「本倶楽部」という。）定款第4条第1項第2号の事業を推進するため、小学生、中学生及び高校生を対象として、乗馬の練習、厩務作業等を通じ、技術及び体力の向上を図り、団員相互の友情と親睦を深め、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 乗馬の練習、馬装及び馬の手入れ
- (2) 本倶楽部厩舎の厩務作業及び奉仕活動
- (3) 各種競技会への参加
- (4) レクリエーション活動
- (5) その他本団の目的達成に必要な活動

(入団)

第4条 本団へ入団を希望する者は、本倶楽部が別に定める入団要項の手續に従い入団申込を行い、本倶楽部の承認を受けることにより入団することができる。

2 本団に入団しようとする小学生は、小学4年生以上でなければならない。ただし、本倶楽部の特別の承認を受けたときは、この限りではない。

(団費等)

第5条 入団を認められた団員は、本倶楽部が定めた期限までに、所定の入団金及び団費を納入しなければならない。

(期間)

第6条 入団期間は毎年6月1日より翌年5月末日の1年間とする。

2 期間が終了し、更新を希望する団員は、別に定める更新手續を行うことができる。

(活動日)

第7条 団員の活動日は本倶楽部の営業日とし、決められた曜日の活動に参加することができる。ただし、団員の自主的な奉仕活動については、その参加を妨げないものとする。

(指導者等)

第8条 本団に団長、副団長及び指導者（以下「指導者等」という。）を置く。

- 2 指導者等は、本倶楽部の職員の中から任命する。
- 3 団長は、本団を代表し、団務を総括する。
- 4 副団長は、団長を補佐し、団長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 5 指導者は、団員を指導し、団長及び副団長を補佐する。

(遵守事項)

第9条 団員は、次に掲げる事項のほか、本規約その他の本倶楽部の諸規則を遵守しなければならない。

- (1) 指導者等及び本倶楽部関係者の指導及び指示に従うこと。
- (2) 上級者は下級者の指導に努めること。
- (3) 健康に留意し、活動中は安全な行動に気をつけること。
- (4) 遅刻及び無断欠席をしないこと。
- (5) けんか及びいじめは厳禁のこと。
- (6) 他の団員及びその家族の名誉及びプライバシーを尊重し、インターネットその他の公の場における言動に注意すること。

(退団)

第10条 団員は、本人又はその保護者の届出に基づき、いつでも退団することができる。

(除名)

第11条 団長は、団員が本規約に違反し、本団の品位を傷つけ、又は団員として相応しくない行為があったときは、当該団員を除名することができる。

(団費等の不返還)

第12条 既納の入団金、団費その他費用は、退団、除名その他いかなる事由があっても返還しない。

(保険加入)

第13条 団員は、入団時まで各自の負担によりスポーツ障害保険等に参加しなければならない。

(責任)

第14条 団員は、自己の責任において活動するものとし、自己の不注意で活動中に発生した事故又は疾病について、本倶楽部はその責を負わない。

(JBT)

第15条 本規約の規定は、東京乗馬倶楽部ジュニアビギナーズチーム（以下「JBT」という。）について準用する。

2 JBTの参加資格は、本倶楽部が別に定める入団要項の定めるところによる。

(改廃)

第16条 この規約の改廃は、理事会の決議による。

付 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。